

◆ 書 評 ◆

紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』

ナカニシヤ出版，2013年

森 岡 孝 二（関西大学）

本書は著者のライフワークともいえるべき金融の公共性研究の集大成である。A5版358ページの大作を簡潔に要約することは難しいが、まず概要を紹介しておこう。

全体は、「はしがき」と「あとがき」を別とすれば、第1章「公共性研究の方法と公共性三元論」、第2章「金融の公共性諸学説」、第3章「金融の公共性」、第4章「社会的責任金融・国際的責任金融」、終章「金融ユニバーサルデザイン」の全5章からなる。主流派経済学では、公共財の定義は、「非排除性」（他人の消費を排除できない）と「非競合性」（ある人が消費しても他の人の消費を妨げない）という財・サービスの素材の性質や物理的属性に求められる。これに対して、著者は全章において人間の集合的行為様式・行為関係から公共性を定義する立場を貫いている。

第1章では、公共性とは、ある人間の投出・投入行為が他の人間の投出・投入行為と結合される集合的行為様式であること、そしてそのような利用される対象物に対して公共財という社会的規範名称が与えられることが明らかにされる。この場合、投出（output）とは人間が利用対象物に働きかける行為、投入（input）とは人間が利用対象物からの働きかけを受ける行為、利用（use）とは投出と投入の双方向の行為を意味している。

著者によれば、投出と投入の結合によって集合的利益が生まれるが、それが持続的な共同利益であるためには、投出と投入が適切に共同制御される必要がある。このような集合的行為様式は、共同利用、共同利益、共同制御という三つの側面の行為によって構成されている。ここから著者は、公共性という集合的行為様式を、広く柔軟かつ流動的にとらえる自らの方法論を「公共性三元論」と定義し

ている。それは言うてみれば、みんなのものを、みんなのために、みんなで制御しようという、市民感覚からすれば常識的な集合的行為様式に注目した定義である。

このような集合的行為様式は、日常生活である家庭生活次元から地域の範囲そして国民生活的範囲さらに国際的な範囲にわたって、網の目のようにむすびついた多様な投出・投入関係をつくりあげている。第1章では、これらの多様な関係のうち、人間生活の基盤となる主要な共同利用関係として、①自然界共同利用、②伝達的共同利用、③単位的共同利用、④合同的共同利用、⑤相互扶助的共同利用、⑥交換的共同利用、⑦貨幣的共同利用、⑧貨幣の貸借的共同利用という八つをとりあげ、これらがさまざまに組み合わせり、お互いの働きを補完しあって、複合的に機能していることを明らかにして、金融もこうした集合的行為様式となら変わらない共同利用関係であること、つまり金融も公共財であることを示している。

第2章では、公共性三元論の立場にもとづいて、金融の公共性にかかわる主要学説の二つの潮流について検討している。その一つの「非排除性・非競合性」公共財論は、金融分野においては過小適用という状況を生み出し、国際金融分野においては過大適用され、金融の公共性研究を妨げてきたと言う。そして、もう一つの「外部性」公共財論に対しては、金融の公共性の性格を「外部性の強さ」の面で意識してきたことを評価しながらも、その根拠を金融の公共性における特性として掘り下げるところまですすんでいなかったと指摘する。

第3章では、著者のいう「方法論的人間主義」の立場にもとづいて、金融の複雑な働き

を説明し、金融の公共性の性質および公共財としての特性を詳しく考察している。そのためにまず「富の共通の等価物」としての貨幣の特性について分析したうえで、金融システムにおける「金融行為人間」「金融行為手段」「金融関係行為」の相互関係を明らかにする。そして、金融に内在する固有で究極の矛盾である三つの「貨幣の悲劇」——「リスクの悲劇」「金力の悲劇」「富でない悲劇」——と、公共財としての金融の九つの特性——「包括的機能性」「共同利用性」「ソフトウェア性」「高度連関性」「脆弱性」「リスク性」「権力性」「非富性」「複合性」を踏まえて、金融制御が不可欠であることを示し、金融の公共性を次のように定義している。

すなわち「多面的多様性を有する不特定多数の人が、金融と国際金融を利用あるいは利用接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られ、同時に社会や国際社会の持続的幸福を実現できるように、金融と国際金融における利用対象物と利用方法を制御すること」（203ページ）、と。

第4章では、まず「金融権力制御」に関連して貸手責任をとりあげ、それにかかわる主要な歴史的事件を検討し、社会的責任金融、さらには国際的責任金融の検討に進み、「富の持続的な再生産につながる金融制御」の歴史的進展を紹介している。そして、「金融リスク制御」の歴史的失敗例として最近の世界金融危機の原因に触れている。

終章では、金融の公共性を発展させるためには、ユニバーサルデザインの定義と原則を金融分野に応用し、金融ユニバーサルデザインの思想と構想を取り込む必要があると主張している。もともとユニバーサルデザインとは、わたしたちが日常的に使っている道具類や家電製品などの物づくりや、住宅、建物、道路、交通機関、駅などの街づくりに際して、高齢者や障害者を含むすべての人びとが快適に利用できるようにしていこうという、ロナルド・メイス（1941-1998）によって提唱された思想である。著者は、金融の公共性論議にこの思想を導入することによって、金融は利用者に身近でやさしい存在になり、利用者

に対して権威的にそびえ立つことが抑制されと言う。

本書を読んでの第一の印象は、主題の普遍性と研究の新奇性の際立った対照である。金融不祥事や金融危機などが起こるたびに、また金融制度改革が政治課題になるたびに、「金融の公共性」がいたるところでさまざまな角度から議論されてきた。そこから考えると、金融の公共性については分厚い研究の蓄積があって当然のように思われるが、実際には、公共財および公共性についての研究は百花繚乱的な状況にあっても、金融の公共性をテーマにした研究論文は「皆無」と言っていはいほど少ない。その点で、金融の公共性の体系的な研究を試みた本書は、この分野の理論的空白を埋めるものとして評価できる。

第二の印象は、研究の徹底した分析的方法である。本書に日本における1980年代から90年代にかけてのバブルの発生と崩壊や、2008年のリーマンショックとそれに続く世界金融危機の歴史的・具体的考察を期待する読者は失望するだろう。本書はそうした事象に触れていないというわけではないが、100ページ近くの分量を占める第1章をはじめとして、全章を貫いているのは、抽象力に依拠した分析的方法である。

よく知られているように、マルクスは『資本論』第1巻第1版序文で「経済的諸形態の分析では、顕微鏡も化学試薬も役には立たない。抽象力がこの両方の代わりをしなければならぬ」と述べている。これによってマルクスは、とくに商品の価値実体と価値量の分析、さらには価値形態と貨幣形態の分析においては、「細事の詮索」をやっているだけに見える抽象力による分析が決定的に重要であると言いたいのである。

著者が本書において抽象的・分析的方法を採用しているのは、主題である金融が商品・貨幣関係と不可分であるという理由からではない。それはほかでもなく「金融の公共性」というテーマを、「金融」と「公共性」の両面において、根源的・原理的に把握するためには、いかに詮索的に見えようとも、抽象的・

分析的方法によるほかはないからである。

書評の流儀にしたがって若干の注文をいえば、著者は随所で『資本論』の研究成果を「継承」していると言いながら、その「限界」をいうことに性急すぎるきらいがある。そのために、著者は、マルクスが経済的諸範疇を人と人との一定の社会的生産関係の表現としてとらえていることの意味や、人間社会の網の目のようにむすびついた多様な投出・投入関係を社会的分業の概念にもとづいて把握していることの意味や、さらには資本の集積・集中に産業部門間の相互関係の緊密化や労働の社会化の進展を見いだしていることの意味を、金融の集合的行動様式に関連させて掘り下げる手前で立ち止まっている。ことがらは金融の公共性の原理的考察に深くかかわっているだけに惜しまれる。

著者は金融の公共性に関連して企業の公共性を問題にする文脈のなかで、企業の共同利益的性格を保証するための共同制御装置に論及し、「広義のコーポレート・ガバナンス」を「企業の民主的管理」と括弧書きしている。コーポレート・ガバナンス（企業統治）については広く承認された明確な定義があるわけではないが、「株式会社の意思決定や経営監視の仕組み」と考えてよい。この概念は広義には「株式会社のあり方」を指すと言ってもよいが、どう押し広げても、著者がこの概念に込めているような「企業の民主的管理」という意味はない。また、コーポレート・ガバナンスをめぐる議論では、コンプライアンス（法令遵守）、ディスクロージャー（情報開示）、アカウントビリティ（説明責任）、トランスペアレンシー（透明性）といったキーワードが語られてきたが、願わくはこれらのキーワードについても、金融制御との関連でいまいし説明がほしかった。

日銀法は、「透明性の確保」の原則に関して、「日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない」（第3条第2項）と規定している。この規定によれば、透明性は、金融政策に関する意思決定の内容及び過程を明らかにして国民の理解を得るために求められる。もともと transparent（透明な）という英語には「平明でわかりやすい」という意味がある。これと重ね合わせていえば、透明性とは、意思決定の内容及び過程を関係者——企業で言えば従業員、株主、消費者などのステークホルダー——にはっきりと見えるようにして、わかりやすく示すことである。著者が「公共財である金融は、誰もが簡単に利用でき、誰もが容易にわかるものであり、…誰もがたやすく知ることができなければならない」（ii ページ）と述べるときは、透明性という言葉こそ使っていないが、金融の公共性が他のいかなる集合的行動関係以上に強く透明性の確保を求めていることを指摘していると解釈できる。

近年は、金融問題に限らず経済活動全般を論ずる際に、しばしば金融化（financialization）という概念が用いられる。金融化とは、金融機関が経済に対する支配権を強め、株式会社の経営権が経営者から投資家に移行してきたことを言う。金融化は、配当やキャピタルゲインなどの金融的利益の追求を梃子に、企業経営を突き動かし、経営者に対して従業員の削減や賃金の切り下げを迫り、労働条件の悪化をうながしてきた。金融資本主義への傾斜とも言うるこうした動きは、金融の公共性研究を強く要請する時代的背景ともなっている。それだけに本書が経済活動の金融化の時代に著された意義は大きい。